



県からの回答要旨

◆市町村へのきめ細かな支援

市町村の規模や現状によって、支援の方法はそれぞれ異なるものと考えますので、市町村の実情を把握するとともに、それぞれの実情に応じた支援を検討していきます。

◆事業を担う人材の確保

県内の各地域における包括的な支援体制の構築に向けて、重層事業を進めるためには、ソーシャルワーク機能の充実が重要であると認識しています。行政・社協において、ソーシャルワークを実践できる専門職の配置について、他県等の事例を参考にしながら検討し、必要に応じて国等に要望していきます。

要項②

小地域ネットワーク活動の推進に向けた行政機関等との連携について

(秋田県社会福祉協議会から)

◆要望の背景

本県では、昭和55年から、各市町村社協が実施主体となり、関係機関・団体や地域住民の協力のもと、

日常生活に不安や心配ごとを抱える人を地域で見守り、必要に応じて支援に結びつける「小地域ネットワーク活動」(以下「小地域活動」)を展開しています。

その後、介護保険制度の施行などにより多様な福祉サービスが提供されるようになったほか、個人情報保護法の施行に伴い、支援を必要とする人の情報共有に本人同意が必要になるなど、小地域活動を取り巻く環境が大きく変わっています。

加えて、市町村合併により自治体の規模が大きくなった地域では、小地域活動自体に地域差が生じています。

小地域活動については、地域の情報や関係機関とのネットワークの基盤がある市町村社協が引き続き推進役として期待されますが、地域で支援を必要とする方の情報については、前述の状況から社協だけで把握することが難しい現状にあります。(詳細は社会福祉あきたNo.365を参照)

要望のポイント

◆要支援者把握における「避難行動要支援者名簿」の情報共有

小地域活動を円滑に推進するには、支援を必要とする方を把握することが第一歩となります。

そのため、災害対策基本法に基づき市町村が作成する「災害時要支援者名簿」を活用し、さらに社協や民生委員、町内会長等が把握している情報を併せて「支援を必要とする人の名簿」として共有することが有効と考えます。

また、名簿情報の円滑な共有のため、本人同意の例外的な取り扱いも含めた条例を制定するなどの環境を整備するよう、市町村に対して要望します。

◆既存の取組との連携

地域によっては、既存の取組として認知症高齢者徘徊発見システムや民間の見守り活動等がありますが、小地域活動の効果が一層高まるよう、こうした既存の取組との連携に向けて、関係機関で協議を行っていただくよう、市町村に対し要望します。

◆関係各所における課題の共有

県は、こうした課題についてご理解いただくとともに、支援を必要とする方が見逃されることなく支援に結びつくための在り方について、関係各所と様々な機会を捉

えた課題共有や協議を行っていただくよう要望します。

県からの回答要旨

◆関係各所における課題の共有

「避難行動要支援者名簿」については、平常時から本人同意にかかわらず名簿を提供できるようにすることが肝要であると考えています。引き続き、総合防災課と連携して、市町村に対して働きかけしていきます。

また、地域における様々な取組との連携方策についても、市町村訪問や関係会議の機会を捉え、課題の共有と必要に応じた協議を行っていきます。

この項目については、秋田市及び仙北市からも回答をいただいています。詳細はホームページをご覧ください。

推進委員会では、今後も国の動向や県内の状況に注視しながら、調査研究や行政とのパートナーシップの構築に向けた提言・政策要望を行っていきます。

要望・回答の全文はホームページでご覧いただけます。

